奈良県訓令第九号

各部課室
各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月十三日から施行する。

平成二十三年十月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

第二条第二十一号オ中「及びうだ・アニマルパーク振興室」を「並びに復旧・復興推進室及びうだ・アニマルパーク振興室」に改める。